

中野市宅配ボックス等購入費助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症のまん延防止を図るため、宅配ボックス等（収納した宅配物等が外部から完全に見えない構造であり、宅配物等を安全に保管し、正当な受取人のみが受け取ることができる機能を有していると市長が認めるものをいう。以下同じ。）の購入に要する経費に対し、予算の範囲内で助成金を交付することについて、中野市補助金等交付規則（平成30年中野市規則第10号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(成果の指標)

第2条 当該助成事業に係る規則第19条第3項に規定する指標は、宅配ボックス等の設置による接触機会の減少とする。

(助成対象事業)

第3条 助成金の交付の対象となる事業は、市内の個別住宅、集合住宅又は事業所で使用する宅配ボックス等の購入とする。

(助成対象者)

第4条 助成金の交付の対象となる者は、市内に住所を有する者又は市内に事業所を有する者とする。

(助成対象経費及び助成金額)

第5条 助成金の交付の対象となる経費は、宅配ボックス等の購入に要する経費とする。

2 助成金の額は、前項に規定する経費の2分の1以内とし、1台につき1万円を限度とする。ただし、助成金の交付は、1世帯又は1事業所につき1回に限る。

(助成金の交付申請及び実績報告)

第6条 規則第3条の申請書及び第10条の実績報告書は、中野市宅配ボックス等購入費助成金交付申請書兼実績報告書（様式第1号）（次項において「申請書兼実績報告書」という。）によるものとし、次に掲げる書類を添えなければならない。

- (1) 宅配ボックス等の購入を証する書類
- (2) 宅配ボックス等の仕様が分かる書類

(3) その他市長が必要と認める書類

2 前項の申請書兼実績報告書は、令和5年2月28日までに市長に提出しなければならない。

(助成金交付の請求)

第7条 規則第13条の規定による交付請求は、中野市宅配ボックス等購入費助成金交付請求書(様式第2号)により行うものとする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和4年8月10日から施行し、令和4年6月17日から適用する。

(失効)

2 この要綱は、令和5年3月31日限り、その効力を失う。

様式第1号（第6条関係）

中野市宅配ボックス等購入費助成金交付申請書兼実績報告書

年 月 日

中野市長 あて

申請者 住 所
氏 名
電 話 ()

下記のとおり宅配ボックス等を購入したので、中野市宅配ボックス等購入費助成金交付要綱の規定に基づき、助成金の交付を申請します。

記

事業の名称	
事業の目的	
事業の目標数値	
購入物品の名称	
購入先	
設置場所	
購入金額	円
購入年月日	年 月 日
助成金申請額	円
申請額の算出基礎	

添付書類

- 1 宅配ボックス等の購入を証する書類
- 2 宅配ボックス等の仕様が分かる書類
- 3 その他市長が必要と認める書類

審査のため、市で保有する情報を確認することについて同意します。
氏名

様式第2号（第7条関係）

中野市宅配ボックス等購入費助成金交付請求書

年 月 日

中野市長 あて

申請者 住 所
氏 名
電 話 ()

年 月 日付け中野市達 第 号で助成金の確定のありました
中野市宅配ボックス等購入費助成金を下記のとおり請求します。

記

1 請求額 円

2 振込先

金融機関名		店舗名	
口座種別		口座番号	
フリガナ			
口座名義			